

別記様式第7号（第7条関係）

対象者許可票

許 可 者	許 可 証 番 号	福井県公安委員会 第 1 号
	特定自動運行実施者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の氏名）	まちづくり株式会社ZENコネクト 代表取締役 山田 秀幸
	特定自動運行の経路	「永平寺参ろ一ど」の永平寺町荒谷から志比間約2km
	特定自動運行を行う日及び時間帯	土日祝日の日中（午前10時始発、午後3時最終で毎時3往復）のほか、平日9時から日没の間にも、需要に応じて不定期で運行。冬季間（12月後半から2月）については、基本運休とするが、需要に応じて運行。
	特定自動運行を行うための前提となる気象の状況	周辺の歩行者などを検知できない強い雨や降雪による悪天候、濃霧、夜間などでないこと
	特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・特定自動運行を行うための前提となる道路の構造 電磁誘導線とRFIDによる走行経路 ・特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度 経路は自転車歩行者専用道路であり、一般の車両の通行はなく、歩行者や自転車の通行は少ない上、特定自動運行用自動車が走行又は停止しても右側に約1.5メートルの余地がとられることから、他の交通に及ぼす影響は少ない。
備 考		道路交通法第75条の13第2項に基づく意見聴取の結果別紙のとおり
	許 可 年 月 日	令和5年5月11日
許 可 者		福井県公安委員会

別紙

○道路交通法第75条の13第2項に基づく意見聴取の結果

1 第1号関係（中部運輸局長）

- (1) 道路交通法第75条の13第1項1号について、疑義は確認されなかった。
- (2) 同条同項2号について、条件を満たしている。

2 第2号関係（永平寺町長）

永平寺町では、2018年から自動運転による地域住民を運送する実証及び移動サービスが実施されており、地域住民にとっては日常に溶け込んだものになっている。小学校児童や中学校生徒の教育活動としての利用や、高齢者や子ども会等でレジャーの一環として利用され外出機会の創出や地域コミュニティの活性化に寄与している。